物　件　調　書（土　地）

物件の状況	地　番	登記地目	現況	登記面積
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 6	原野	原野	3,182
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 11	原野	原野	2,486
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 12	原野	原野	88,218
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 13	原野	山林	8,323
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 14	山林	原野	1,519
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 15	山林	山林	14,184
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 16	山林	原野	2,257
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 17	雑種地	原野	6,231
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 19	原野	原野	15,544
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 20	原野	原野	38,535
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 21	原野	原野	422
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 22	原野	原野	92,261
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 23	原野	原野	3,425
	南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 30	原野	原野	9,165
	合計（14 筆）	285,752 ㎡		
権利関係	所有権			
画地条件	間口約 750m、奥行約 600mの不整形地。 敷地規模は標準的画地に比して相当規模大である。			
接面道路の状況	南東側で幅員約 7mの舗装道路に概ね等高からやや高低差を生じて接面する。			
都市計画法等の制限	都市計画法区域外			
行政的条件	一部に土砂災害警戒区域あり			
所有権を制限する権利設定	無			
供給処理施設の状況	電　　気	可	九州電力　大津営業所に申請	
	上　水　道	無	敷地内ボーリング　※関係機関に申請	
	下水道（浄化槽）	可	南阿蘇村役場　水・環境課に申請	
	ガ　　ス	無	プロパンガス	
私道の負担等	なし			
交通機関	なし			

公共機関等	南阿蘇村役場：約 8km
	南阿蘇鉄道「中松駅」：約 6km
	産交バス「新村バス停」：約 4km
埋蔵文化財	なし
残置物件	残置物件は、全て未登記。引渡しは現状有姿とする。 ［南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 12］ ・キャンプ場管理棟・休憩室　　61.20 ㎡ 　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 ・キャンプ場トイレ・物置　　38.50 ㎡ 　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 　汲み取り式 ・キャンプ場炊事場　2 棟 ・倉庫　　ブロック造平屋建　　約 17.5 ㎡ ・貯水槽　１基 ・防火水槽　1 基 ［南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 19］ ・キャンプ場トイレ・物置　　38.50 ㎡ 　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 　汲み取り式 ［南阿蘇村大字久石字駒返 4401 番 6］ ・水道施設（沈砂槽、貯水槽） 　※以前、第 3 駐在区旧水道施設として利用。現在は未使用。

◎ 参　考　事　項（物件の現況、特記事項など）

【土地概要】

・本物件は公簿面積による売買である。

・本地は一部、土砂災害警戒指定区域内となっている。

　※詳細は熊本県の土砂災害情報マップを御確認ください。

・本地は都市計画法区域外である。

・本地は文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地外である。

・本地の大字久石字駒返 4401 番地 12 内には、キャンプ場管理棟、トイレ（汲み取り式）、炊事棟が残置してある。全て未登記。

・本地の大字久石字駒返 4401 番地 19 内には、キャンプ場トイレ（汲み取り式）が残置し

てある。未登記。
・本地の大字久石 4401 番地 6 には、第 3 駐在区の旧水道施設が残置している。北側の山林（大字久石 4176 番地 3）に向け水道管が布設されており、布設場所は不明。第 3 駐在区の旧水道施設は現在未使用。
・本地内の旧グリーンピアからの管理道路には、電線が地下埋設されており、外灯 3 基を設置している。現在は使用していない。
・本地において、土壌汚染調査は実施していない。

【その他】
（電気・水道）
　以前は、第 3 駐在区の旧水道施設として受水槽・沈砂槽を設置していたが、現在は廃止している。※受水槽については本物件外に残存。
　以前は、旧グリーンピアからキャンプ場へ送電されていたが、現在は廃止されている。送電線が埋設されたままのため、撤去の際は、事前に、現所有者の㈱共立メンテナンスと協議すること。
（その他付属設備等）
・残置物件に付属する物品については、現状有姿のまま引き渡す。
・キャンプ場跡地に付属する物品については、現状有姿のまま引き渡す。
・本地内にある立木についても、現状有姿のまま引き渡す。
◎本物件は、上記及び別記「物件調書（建物）」のとおり、建物及び工作物が設置されているが、本調書記載の有無に関わらず、全て現状有姿による引渡しとする。
◎図面（竣工図）その他記載事項と現況が異なる場合は現況を優先する。